

社会福祉法人宝樹会評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝樹会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条に基づく評議員、役員並びに苦情対応規程第8条に基づく情対応第三者委員の報酬等、費用弁償支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会業務に専任する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 苦情対応第三者委員とは、本会苦情対応規程第8条に基づき委嘱された者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬を支給する。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は別表2に定める月額範囲とする。
- (2) 退職金の支給について、評議員会において必要があると認めるときは支給することができる。なお、支給する場合の支給額は本会が加入する退職金共済の規定に準ずるものとする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務等への出席の都度、別表3に定める額を支給する。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける者には支給しない

4 苦情対応第三者委員の報酬は日額とし、苦情対応解決のための立ち合い及び会議等への出席の都度、別表4に定める日額を支給する。

(報酬等支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬等は支給要件に該当する事象発生の都度、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は役員等が、評議員会、理事会等への出席のほか、理事長の命により本会業務を遂行するために要した費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は交通費、宿泊等に要した実費とする。

3 費用の弁償は、概算払い又は確定払いの方法により支給する。

なお、事前に概算払いをした場合において、事後、過不足が生じた場合には過不足を証明す

る書類等を付して精算することとする。

- 4 費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付則 この規程は、令和2年7月10日より施行する。

社会福祉法人評議員・役員等及び費用に関する規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人1回）	年度総額（1人当たり）
評議員	5,000円	200,000円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬（月額）
理事長	1,200,000円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（1人1回）	年度総額（1人当たり）
理事	5,000円	200,000円
監事（会議出席）	5,000円	200,000円
監事監査		
会計面の監査	50,000円	
運営面の監査	10,000円	

別表4 苦情対応第三者委員の報酬

役職	報酬日額（1人1回）
委員	5,000円